

○仮設住宅の整備・入居状況等

(令和元年5月8日現在)

区分 ※みなし=5/1現在	入居状況									入居率 =入居戸数/ 整備戸数	整備団地	整備戸数	
	平成28年5月1日			平成31年4月1日			令和元年5月8日						
	戸数	世帯数	人数	戸数	世帯数	人数	戸数	世帯数	人数				
1	プレハブ仮設住宅	3,746	3,499	7,776	71	62	129	18	14	36	0.25%	134	7,153
2	みなし仮設住宅		2,630	6,224		45	119		6	12			
みなし の内訳	(市内)		1,909	4,688		29	80		3	7			
	(県内市外)		721	1,536		16	39		3	5			
3	その他県外等		322	627		6	14		4	8			
合計			6,451	14,627		113	262		24	56			

5月8日現在、プレハブ仮設住宅では14世帯36人、みなし仮設では、5月1日現在となりますが、6世帯12人が入居。その他県外等を加え、全体では24世帯56人が入居している状況です。

プレハブ仮設団地集約の基本的な方針

- ◆孤立防止・防犯対策・コミュニティの維持
- ◆学校用地や民有地の返還、公園用地の復旧
- ◆再建後のコミュニティに配慮した仮設団地間移転支援

○プレハブ仮設団地集約計画等

平成29年度までは移転・集約を進めてまいりましたが、今後はそれぞれの供与期限までに順次再建していただき、令和元年9月末には全仮設団地を解消する計画としております。

▼プレハブ仮設団地移転集約時期別一覧

地区	H28.9 期限	H29.3 期限	H29.9 期限	H30.3 期限	H30.9 期限	H31.3 期限	R1.9 期限	合計
石巻地区		日和が丘、駅前北通り、開北、新境谷地南、新栄中央、新境町、西山、狐崎浜、渡波北部第3、渡波第2、小竹浜(11団地) 日和が丘第2(1団地) H28.12期限	大橋中央、泉町、水押球場、袋谷地東、水押、日本製紙、開成第1・2・5・6・7・8・9・14、南境第1・2・3・5・6、真野、大瓜、新栄東、井内、新栄、蛇田中央、青葉西、恵み野、一番谷地西・南向陽南、元浦屋敷、蛇田北部第2家ノ入、垂水、あけぼの北、渡波北部第1・2・4・5(39団地)	開成第12、祝田、牧浜、袖ノ浜、あけぼの南(5団地)	開成第3・4・11、蛇田北部第1、青葉西第2、渡波大森、折浜(7団地)		大橋、開成第10・13、南境第4・7、向陽、蛇田西部第1・2、万石浦、渡波第1(10団地)	73
河北地区					大森第1・2・3・4(4団地)	追波川河川(1団地)	飯野川校、河北三反走、三反走第2、追波川多目的(4団地)	9
雄勝地区	※雄勝水浜 ※名振第2 退去済み				大須小学校、立浜、雄勝峠崎、雄勝森林第2(5団地)	名振第1(1団地)		8
河南地区		赤羽根、曾波神前(2団地)、町北第1(1団地) H28.12期限	押切沼、柏木、山崎前、しらさぎ台、関ノ入、東北電子、糠塚前、糠塚、町北第3・4、前山、黄金袋(12団地)		町北第2、新田、役場前(3団地)		旭化成(1団地)	19
桃生地区		倉埜(1団地)	城内、桃生永井(2団地)				桃生中津山(1団地)	4
北上地区			にっこりサンパーク(1団地)		大指(1団地)		相川運動公園(1団地)	3
牡鹿地区	給分浜小寺、大原浜中田、小淵浜大宝(3団地)	鮎川浜寺前、十八成浜、清水田浜、鮎川浜四ツ小谷第1・2、鮎川小学校、鮎川浜湊川(7団地)	前網浜赤島、寄磯浜五梅沢(2団地)	鮎川浜、清崎運動公園(1団地)	清崎山、大原、鬼形山、給分浜桜畑、給分浜後山(5団地)			18
合計	5	23	56	6	25	2	17	134

注：プレハブ仮設住宅の供与期間は、団地によっては、最大でH30年9月となります。その後も引き続き入居できる世帯は、「特定延長対象世帯」のみとなります。青文字は集約拠点団地、二重線は解体済みの団地、赤枠は入居世帯のいる団地となります。

○仮設住宅入居世帯の供与期限月別世帯数

単位：世帯

	平成30年												平成31年	令和2年	計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月		
プレハブ(5月8日現在)	0	0	2	0	0	1						3	8	14	
みなし等(5月1日現在)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	
計	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3	18	24	

注：入居世帯数は世帯分離により世帯数が増加するため、仮設住宅の整備・入居状況等の世帯数と相違します。

なお、平成31年3月に記載している世帯数は「特定延長対象世帯」で、令和2年3月に記載している世帯数は「特定延長再延長対象世帯」となります。